

衝突被害軽減制動制御装置の基準化に伴う 対車両試験の効率化の検討

- 令和2年（2020年）1月にUN-R152に適合したAEBSを備えることが保安基準で義務化された。
- 適用開始時期は以下のとおり。

	国産車	輸入車
新型車	令和3年（2021年）11月	令和6年（2024年）7月
継続生産車	令和7年（2025年）12月	令和8年（2026年）7月

- JNCAPと同等の試験条件の項目について、認可証等を確認することにより回避扱いとし、試験の効率化を図りたい。
（試験方法に省略できることを明記し、法規で義務化された試験条件の項目について、書面確認により得点を付与）
- なお、UN-R152非対応車については、引き続き現行試験方法で実車試験を実施。
- 上記取り扱いをUN-R152に適合した新型車が流通する令和4年度（2022年度）から実施したい。

AEBS（対車両）試験：全回避の車両の場合

試験条件	JNCAP 満点要件	UN-R152 適合要件	現行JNCAP 試験回数	案
CCRm35	衝突回避	同等	①	書面確認
CCRm40	衝突回避	同等	P	書面確認
CCRm45	衝突回避	同等	②	書面確認
CCRm50	衝突回避	同等	P	書面確認
CCRm55	衝突回避	同等	③	書面確認
CCRm60	衝突回避	同等	④	書面確認
CCRs10	衝突回避	同等	⑤	書面確認
CCRs15	衝突回避	同等	P	書面確認
CCRs20	衝突回避	同等	⑥	書面確認
CCRs25	衝突回避	同等	P	書面確認
CCRs30	衝突回避	同等	⑦	書面確認
CCRs35	衝突回避	同等	P	書面確認
CCRs40	衝突回避	同等	⑧	書面確認
CCRs45	衝突回避	衝突速度15km/h以下	P	P
CCRs50	衝突回避	衝突速度25km/h以下	⑨	①
CCRs55	衝突回避	衝突速度30km/h以下	P	P
CCRs60	衝突回避	衝突速度35km/h以下	⑩	②

（ P : 回避扱い ）

全回避の車両の場合、試験回数を10回から2回へ低減